

北朝鮮の核実験及びミサイル発射に抗議する決議

北朝鮮政府は、去る1月に強行した4回目の核実験に続き、2月7日に「人工衛星の打ち上げ」と称して事実上の長距離弾道ミサイルを発射した。

国際社会が中止を求める声を無視して発射が強行されたミサイルは、沖縄県上空を通過して太平洋上に落下するなど、わが国の国民の安全を大きく脅かすこととなった。

これら一連の行為は、平成25年1月に国際連合安全保障理事会において採択された、「弾道ミサイル技術を使用したいかなる発射、核実験又はいかなる挑発もこれ以上実施しないことを含む、決議第1718号（2006年）及び第1874号（2009年）の義務を直ちにかつ完全に遵守すること」を北朝鮮に対して求める決議第2087号のみならず、六者会合における共同声明、さらには、日朝平壤宣言にも明らかに反するものである。

また、これらの行為は、唯一の被爆国であるわが国の国民に大きな不安を与えるだけでなく、「核兵器のない世界」の実現を願う国際社会の流れに逆行し、東アジア、ひいては世界の平和と安定を損なうものであり、断じて容認できるものではない。

よって、本市議会は、北朝鮮政府に対し、核実験及びミサイル発射の強行に強く抗議するとともに、すべての核兵器とそれに係る計画を放棄し、国際社会の責任ある一員としての行動をとるよう強く求めるものである。

以上につき、決議する。

平成28年（2016年）2月17日

札幌市議会

（提出先）朝鮮民主主義人民共和国 金正恩国防委員会第一委員長

（提出者）全議員